

- グループホームかつこう認知症対応型共同生活介護
- グループホームかつこう介護予防認知症対応型共同生活介護

重 要 事 項 説 明 書

〔令和 6年 4月 1日 現在〕

グループホームかつこうでは、共同生活の中でご利用者がその能力に応じてその人らしく生活できることを支援いたします。

この説明書でご確認いただき、安心してご利用くださいますようお願いいたします。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 住田町社会福祉協議会
代表者	会長 菅 野 孝 男
所在地	岩手県気仙郡住田町世田米字川向 9 6 - 5
連絡先	0192-46-2300 FAX46-2321
法人設立年月日	昭和 5 2 年 8 月 2 4 日

2. 事業所

(1) 概 要

名 称	グループホームかつこう認知症対応型共同生活介護 グループホームかつこう介護予防認知症対応型共同生活介護
介護保険指定番号	第 0 3 9 2 8 0 0 0 1 7 号
指定年月日	平成 2 2 年 4 月 1 日
所在地	岩手県気仙郡住田町下有住字十文字 8 9 - 2
管理者	佐 藤 京 子
電話・FAX 番号	0192-47-3103
利用人数	9 名
	※サービスを提供する対象地域：住田町内

(2) 勤務体制

- ①早番 6 : 30 ~ 15 : 30 ②日勤 8 : 30 ~ 17 : 30 ③遅番 10 : 00 ~ 19 : 00
- ②準夜勤 16 : 00 ~ 1 : 00 ③深夜勤 0 : 00 ~ 9 : 00

(3) 事業所の職員体制

- ①管理者 1 名：介護従事者の管理及び業務の管理行う。
- ②計画作成担当者 1 名以上：介護計画の作成と関係機関との連絡、調整を行う。
- ③介護職員 6 名以上：ご利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(4) 施設の概要

個 室〔9室〕	121.50 m ²	ホール兼談話室	160.89 m ²
スタッフルーム	18.00 m ²	トイレ (男女各 1 か所)	13.5 m ²
風除室	16.00 m ²	浴室	7.5 m ²
食 堂	52.36 m ²	脱衣所	6.0 m ²
食品庫	4 m ²	倉庫、通路	16.5 m ²

3. 事業所の運営方針

- (1) グループホームかっこうは、“ゆっくり・穏やかに・和気あいあいと”日常生活ができるよう協力しあいます。
- (2) 地域の方々、ご家族や知人の方々との交流を大切にし、誰もが気軽に立ち寄れる施設を目指します。
- (3) 関係機関との連携を図りながら、常に良好なサービスが提供できるよう研鑽につとめます。
- (4) 事業所は生命の危険あるいは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。

4. 介護の内容と利用料金

- (1) 提供サービス
 - ①入浴・排泄・食事等の介助。その他日常生活上必要な支援
 - ②日常生活の中での機能訓練
 - ③必要な相談、援助
- (2) 利用料金について「別紙」のとおりです。

5. 協力医療機関

県立大船渡病院附属住田地域診療センター	世田米字大崎 2 2 - 1	46-3121
菅野歯科医院	世田米字世田米駅 1 1 7	46-2345
横澤歯科医院	世田米字大崎 2 5 - 1	46-3050

6. 入退居にあたっての留意事項

- (1) グループホームかっこうの対象者は要介護あるいは要支援で認知症であるもののうち以下の項目を満たす方です。
 - ①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ②自傷他害のおそれがないこと
 - ③常時医療機関において治療をする必要がないこと
- (2) 入居後状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は退去していただくことがあります。
- (3) 入居申込者のうち入居に際しては、医師の診断書等により認知症の状態にあることの確認を行います
- (4) 退去に際してはご利用者やご家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関や医療機関と連携し必要な援助を行います。

7・事業所及び介護従事者の禁止事項

事業所及び介護従事者は、サービスの提供に当たって次の事項は行いません。

- (1) 医療行為または医療補助行為
- (2) ご利用者若しくは家族の金銭、預貯金通帳、書類等の引出や預かり
※家族又は代理人（以降「家族等」とする）の了解のもとで、常識的な範囲でのご利用者のための金銭預かりをする場合があります。
- (3) ご利用者若しくは家族等からの金銭、物品、飲食の受け取り
- (4) ご利用者若しくは家族等に対して行う業務外の営業的活動 等

8. 守秘義務と個人情報の保護

- (1) 事業所及び介護従事者は、契約者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約の終了後、または従事者退職後も同様です。
- (2) 事業所は、ご利用者または家族等からあらかじめ同意を得た上で、必要時にご利用者等の個人情報をを用いる場合があります。

9. 衛生管理等

- (1) 介護従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症発生及びまん延防止に必要な対策と対応を行います。

10. 通院・入退院時の対応、重度化の対応

- (1) 緊急時を除き、通院・入退院時の送迎及び入院中の対応は、家族等でお願ひします。
- (2) なお定期的な通院の介助が難しい時には家族等と相談の上、事業所での対応も行います。その際には必要料金が発生します。
- (3) ご利用者が重度化された場合は、ご本人の意思とご家族等の意向を尊重した上で、介護方法、治療を各関係機関、医療機関とも相談して対応していきます。

11. 緊急時の対応

サービス提供中の事故やご利用者の体調悪化などの緊急事態が生じた時には、すみやかに主治医又は医療関係機関に連絡して、必要な措置を行い、家族等に連絡いたします。

12. 災害時の対応

- (1) 事業所は、非常災害に必要な備品・設備を準備し、避難に関する計画を策定します。
- (2) 非常災害に備え、地域と連携しながら年2回の避難訓練を実施します。
- (3) 災害時には人命救助を最優先し、ご利用者ならびに介護従事者の安全を図り、初期対応に努め、関係機関へ連絡します。

13. 損害賠償

事業所はその責任により利用者に生じた損害について速やかにその損害を賠償します。ただし、その損害の発生に過失が認められない場合で、相当と認められる場合に限り事業所の損害賠償責任を減じることがあります。

14. 運営推進会議の開催

事業所が地域に開かれたものにするため、定期的に「運営推進会議」を開催します。この会議はご利用者の家族等、地域住民の代表、民生児童委員、地域包括支援センターなどで構成します。

15. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、次の窓口で受け付けます。

グループホームかつこう	電話 47-3103	◎苦情解決責任者	事業所管理者
住田町社会福祉協議会	電話 46-2300	◎苦情解決責任者	事務局長
		◎苦情解決第三者委員	

(2) 当事業所以外にも、下記の窓口で苦情やご相談の受付をしています。

住田町役場保健福祉課介護保険担当係 電話 0192-46-3862	所在地 気仙郡住田町世田米字川向88 受付時間 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)
国民健康保険団体連合会 電話 0192-604-6700	所在地 盛岡市大沢川原3-7-30 受付時間 8:30~17:00 (月曜日~金曜日)
岩手県社会福祉協議会 電話 019-637-8871	所在地 盛岡市三本柳8-1-3 受付時間 8:30~17:00 (月曜日~金曜日)

グループホームかっこうでの介護サービスの提供開始に当たり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 岩手県気仙郡住田町世田米字川向96-5
名 称 グループホームかっこう認知症対応型共同生活介護
グループホームかっこう介護予防認知症対応型共同生活介護

説明者 事業所管理者
事業所主任 氏 名 _____ 印

私は、契約書及び重要事項説明書により、事業所からグループホームかっこうの介護サービスについての説明を受け、サービス提供を受けることに同意します。

契約者 住 所 岩手県気仙郡住田町 世田米 下有住 字 _____
上住 氏 名 _____ 印

家族又は代理人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(契約者との続柄又は関係 _____)